

各位

令和2年6月8日

放射線取扱主任者

放射光科学研究施設における RI 法施行規則  
第 22 条の 3 項の適用について (運転再開に伴う期間短縮)

放射光科学研究施設において、RI 法施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行っておりますが、**加速器の運転再開に伴い適用期間を下記の通りに短縮致しますこと、お知らせ致します。**

1. 期 間 : 2020 年 3 月 10 日 (火) から 2020 年 6 月 14 日 (日) まで
2. 場 所 (図参照) :
  - a) 放射光科学研究施設・光源棟 2 階・サービスヤード (図 1)
  - b) 放射光科学研究施設・光源棟 2 階・搬入前室 (図 1)
  - c) 放射光科学研究施設・光源棟実験室 (図 2)

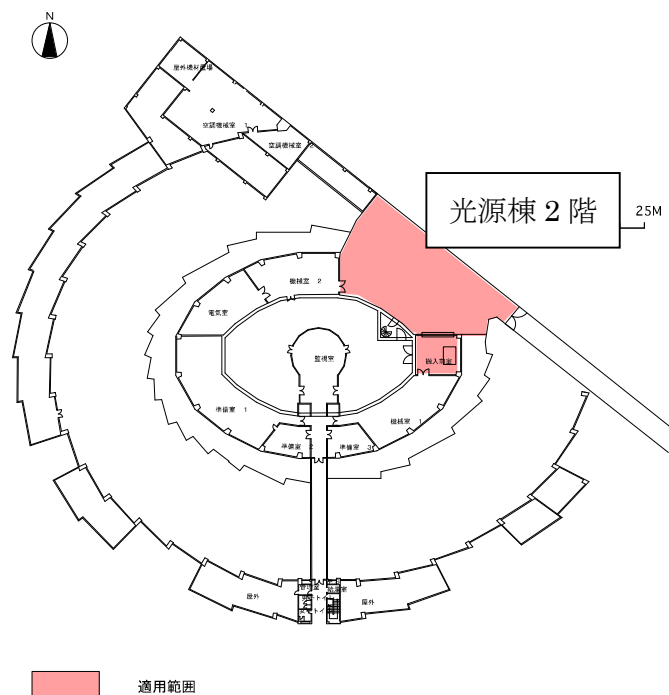


図 1. 光源棟 2 階サービスヤード及び搬入前室における適用範囲

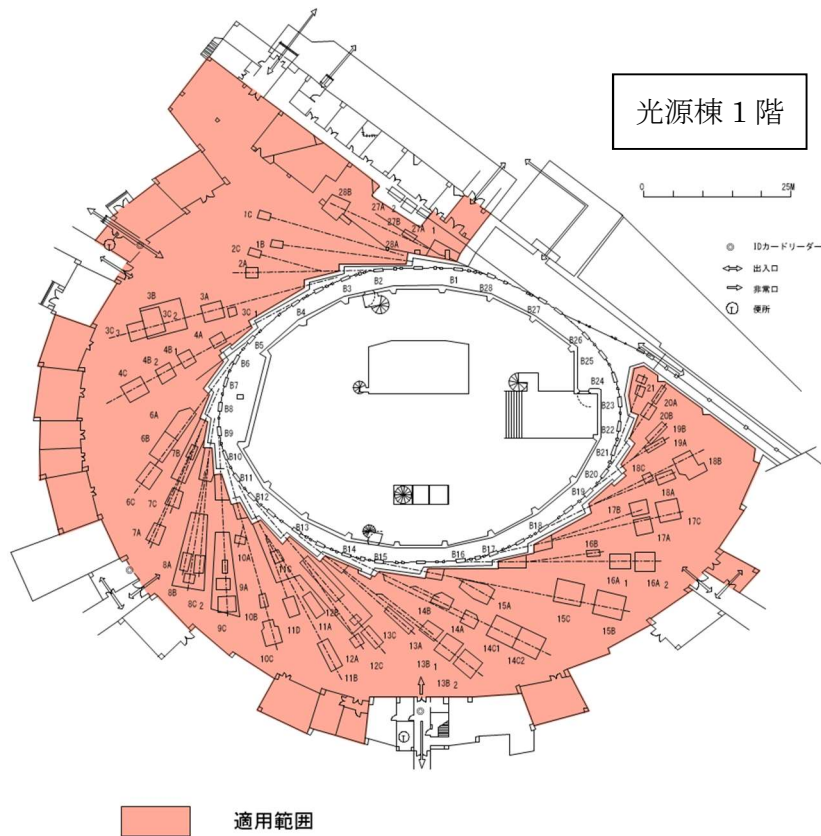


図2. 光源棟実験室における適用範囲

配布先 機構長

- (管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室
- (素核研) 所長、副所長、事務室
- (物構研) 所長、副所長、事務室
- (加速器) 施設長、各主幹、事務室
- (共通) 施設長、各センター長、事務室
- (担当者) 当該発生装置管理責任者、各区域放射線担当者、管理室員